



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第569号 令和5年3月31日発行

目次

は県例規集登載

【規則】

番 号	表 題	担当課名
2 0	徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則	とくしまゼロ作戦課 事前復興室
2 1	徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	環境管理課
2 2	徳島県用度事業特別会計規則の一部を改正する規則	管財課
2 3	徳島県県有車両管理規則の一部を改正する規則	同
2 4	徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則	ダイバーシティ 推進課
2 5	児童虐待の防止等に関する法律に規定する証票の様式を定める規則の一部を改正する規則	次世代育成・ 青少年課 こども未来応援室
2 6	徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則	新未来産業課
2 7	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則	畜産振興課

【訓令】

番 号	表 題	担当課名
3	徳島県県有車両整備管理実施規程の一部を改正する訓令	管財課

【公布された条例等のあらまし】

- 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十号）
 - 一 博物館法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
 - 二 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。
- 徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十一号）
 - 一 宅地造成等規制法及び宅地造成等規制法施行令の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
 - 二 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
 - 三 この規則は、令和五年五月二十六日から施行することとした。ただし、二については、同年四月一日から施行することとした。
- 徳島県用度事業特別会計規則の一部を改正する規則（規則第二十二号）
 - 一 特別会計に属する自動車で経営戦略部管財課に所属するもののうち貸与自動車を除いたものを、共用自動車とすることとした。
 - 二 共用自動車の運転者は、運転を終えたときは走行キロ数、給油量等を県有車両予約システムに記録しなければならないこととした。
 - 三 共用自動車及び貸与自動車の更新基準は、知事が別に定めることとした。
 - 四 保管転換することができる自動車は、五年以上使用した貸与自動車とすることとした。
- 徳島県有車両管理規則の一部を改正する規則（規則第二十三号）
 - 一 賃借をする自動車及び軽自動車の一部について県有車両に含めることとした。
 - 二 県有車両の管理を、当該車両が配置されている課等、所又は支所等の長が行うものとするものとした。
 - 三 県有車両の使用の予約等を県有車両予約システムにより行うことに伴う所要の整備を行うものとした。
- 徳島県有車両管理規則の一部を改正する規則（規則第二十四号）
 - 四 その他所要の整理を行うこととした。
 - 五 この規則は、令和五年五月一日から施行することとした。ただし、一については、同年四月一日から施行することとした。
- 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十五号）
 - 一 博物館法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
 - 二 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。
- 児童虐待の防止等に関する法律に規定する証票の様式を定める規則の一部を改正する規則（規則第二十六号）
 - 一 児童虐待の防止等に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
 - 二 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。
- 徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則（規則第二十六号）

- 一 金属三次元プリンタ（造形装置）等の機械器具使用料及びひずみの測定等の試験手数料の額を定めることとした。
- 二 マシニングセンターの機械器具使用料及び電子線マイクロアナライザーを使用して行う分析の分析手数料の額を改めることとした。
- 三 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。
- 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第二十七号）
 - 一 特例畜舎等以外の認定畜舎等のうち発酵槽等に係る畜舎建築利用計画の認定申請書等に添付する図書を定めることとした。
 - 二 畜舎等の敷地と道路との関係に関する特例の認定申請書の様式について所要の整理を行うこととした。
 - 三 その他所要の整備を行うこととした。
- 四 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。

徳島県規則第二十号

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例施行規則（平成二十四年徳島県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十五の項中「第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設」を「第三十一条第二項に規定する指定施設」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県規則第二十一号

徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県生活環境保全条例施行規則（平成十七年徳島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第七の11中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第八条第一項」を「第十二条第一項及び第三十条第一項」に改める。

別表第八の4中「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「第六条から第十条まで」を「第八条から第十二条まで」に改める。

様式第二十六号の別紙の備考1を次のように改める。

1 「指定建築物」の「番号」及び「名称」の欄には、「PRTR冊子の索引表」における管理番号及び対象化物質名（別名の記載がある化物質にあつては、当該別名）を当該管理番号の順に記載すること。

附 則

1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。ただし、様式第二十六号の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 改正後の様式第二十六号の規定は、令和六年度以後における徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）第九十四条第二項の規定による報告について適用し、令和五年度における同項の規定による報告については、なお従前の例による。

徳島県規則第二十二号

徳島県用度事業特別会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県用度事業特別会計規則の一部を改正する規則

徳島県用度事業特別会計規則（昭和四十二年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 共用自動車 特別会計に属する自動車で経営戦略部管財課（以下「管財課」という。）に所属するもののうち貸与自動車を除いたものをいう。

第二条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第四条第一項中「管財課長に」を「経営戦略部管財課長（以下「管財課長」という。）に」に改める。

第七条の見出しを「（運転者付き共用自動車の配車要求）」に改め、同条第一項中「共用自動車」を「運転者付き共用自動車（共用自動車のうち運転者を配置するものをいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項を削る。

第八条の見出しを「（運転者付き共用自動車の配車）」に改め、同条中「前条第一項」を「前条」に、「共用自動車」を「運転者付き共用自動車」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「及び貸出自動車」を削る。

第十条（見出しを含む。）中「及び貸出自動車」を削り、同条第一号中「共用自動車」を「運転者付き共用自動車」に改め、同条第二号中「貸出自動車」を「共用自動車（運転者付き共用自動車を除く。）」に改める。

第十一条を次のように改める。

（運転の記録）

第十一条 共用自動車の運転者は、運転を終えたときは、直ちに走行キロ数、給油量及び高速道路等通行料金を県有車両予約システム（徳島県県有車両管理規則（昭和四十二年徳島県規則第三十六号）第七条第二項に規定する県有車両予約システムをいう。）に記録しなければならない。

第十五条を次のように改める。

（共用自動車及び貸与自動車の更新基準）

第十五条 共用自動車及び貸与自動車の更新基準は、知事が別に定める。

第十七条の見出しを「（貸与自動車の保管転換）」に改め、同条第一項中「共用自動車」、「及び」及び貸出自動車」を削り、「三年」を「五年」に改め、同条第二項中「共用（貸与・貸出）自動車保管転換申請書」を「貸与自動車保管転換申請書」に改め、同条第三項中「共用（貸与・貸出）自動車保管転換承認書」を「貸与自動車保管転換承認書」に改める。

様式第二号中

添付

を

添付

に改め、同様式の注の2中「

」

記入し、運転日誌に添付して」を「記入して」に改める。

様式第三号を次のように改める。

様式第三号 削除

様式第八号中「貸与（貸与・貸出）自動車保管転換申請書」を「貸与自動車保管転換申請書」に改める。

様式第九号中「貸与（貸与・貸出）自動車保管転換承認書」を「貸与自動車保管転換承認書」に改める。

附 則

この規則は、令和五年五月一日から施行する。

徳島県規則第二十三号

徳島県県有車両管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県有車両管理規則の一部を改正する規則

徳島県県有車両管理規則（昭和四十二年徳島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「の所有に属する」を「が所有又は賃借（自動車検査証の使用者の欄に記載されている者が徳島県である自動車及び軽自動車に係るものに限る。以下同じ。）をしている」に改める。

第三条第一項中「の所属する課等」を「が配置されている課等、所又は支所等」に改め、同条第二項中「課長等」の下に「、所長及び支所長等」を加え、同条第三項中「課長等」を「課長等、所長及び支所長等」に、「課等」を「課等、所又は支所等」に改める。

第七条の見出しを「（県有車両台帳及び県有車両予約システム）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 管財課長は、すべての県有車両について、県有車両予約システム（県有車両の使用の予約、運行等の把握及び記録を行うための電子情報処理組織をいう。以下同じ。）に必要な事項を登録しなければならない。

第十五条中「（管財課に所属する共用自動車及び貸出自動車を除く。）」を削り、「県有車両使用簿（様式第七号）により、「を「県有車両予約システムにより、当該県有車両を管理する」に改める。

第二十条第四号中「課長等」を「当該県有車両を管理する課長等」に改め、同条第五号中「（管財課に所属する共用自動車及び貸出自動車を除く。）」を削り、「県有車両使用簿」を「県有車両予約システム」に、「記録し、課長等、所長又は支所長等に報告すること」を「記録すること」に改める。

様式第三号中「購入先」を「購入（リース）先」に、「購入金額」を「購入（リース）料」に改める。

様式第五号から様式第七号まで次のように改める。

様式第五号から様式第七号まで 削除

様式第十号中「購入年月日」を「購入（リース）年月日」に、「購入価格」を「購入（リース）料」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和五年五月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、同年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にされた改正前の第十五条の規定による県有車両の使用の承認（同日以後の県有車両の使用に係るものに限る。）は、改正後の同条の規定による県有車両の使用の承認とみなす。

徳島県規則第二十四号

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成十九年徳島県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表五の項中「すべて」を「全て」に改め、同項３中「第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設」を「第三十一条第二項に規定する指定施設」に改め、同表第五号の表中「すべて」を「全て」に改め、同号の表三の項中「第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設」を「第三十一条第二項に規定する指定施設」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県規則第二十五号

児童虐待の防止等に関する法律に規定する証票の様式を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

児童虐待の防止等に関する法律に規定する証票の様式を定める規則の一部を改正する規則

児童虐待の防止等に関する法律に規定する証票の様式を定める規則（平成二十年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の（裏）中「~~欄外~~」を「~~欄外~~」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県規則第二十六号

徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

徳島県立工業技術センター管理規則（平成三年徳島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表機械器具使用料の項第三十五号中「二、三五〇円」を「三、五八〇円」に改め、同項に次の六号を加える。

二百六十五	金属三次元プリンタ（造形装置）	一台二時間	一、四九〇円
二百六十六	金属三次元プリンタ（脱脂装置）	一台二時間	七七〇円
二百六十七	金属三次元プリンタ（焼結装置）	一台二時間	一、二一〇円
二百六十八	手動射出成形機	一台二時間	一七〇円
二百六十九	ひずみ測定装置	一台二時間	一七〇円
二百七十	超音波カメラ	一台二時間	八三〇円
別表試験手数料の項第三号中18を19とし、17の次に次のように加える。			
18	ひずみの測定	一件	八、五三〇円
別表試験手数料の項第九号中12を13とし、11の次に次のように加える。			
12	ひずみの測定	一件	八、五三〇円
別表試験手数料の項第十一号中27を28とし、26の次に次のように加える。			
27	超音波カメラを使用して行う観察	一件	二、七〇〇円
別表分析手数料の項第八号8中「二九、二九〇円」を「三五、六四〇円」に改める。			

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に申請等がなされている機械器具の利用又は分析に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

徳島県規則第二十七号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（令和四年徳島県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「が法第三条第三項第四号に適合するものであること」を削り、「次項において同じ。」の審査を受け、「を」を「以下同じ。」から法第三条第三項第四号に「に」、「別表第一」を「別表第一の(1)欄に掲げる畜舎等の区分に応じ、同表の(3)欄」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 省令第七十六条第一項の知事が必要と認める図書及び書類は、次に掲げる図書とする。

一 縮尺、方位、工作物の位置及び申請に係る仮使用の部分が明示された配置図（発酵槽等に係るものを除く。）

二 指定確認検査機関が交付する特例畜舎等以外の認定畜舎等が法第六条第二項ただし書の規定に適合することを証する書類（当該書類の交付を受けた場合に限る。）

第六条中「省令別表第一及び別表第二に掲げる付近見取図、配置図、平面図及び二面上の立面図」を「次の各号に掲げる畜舎等（発酵槽等を除く。）の区分に応じ、当該各号に掲げる図書」に改め、同条に次の各号を加える。

一 特例畜舎等 省令別表第一の(1)の項の(3)欄に掲げる付近見取図、配置図、平面図及び二面以上の立面図（以下「付近見取図等」という。）

二 特例畜舎等以外の畜舎等 省令別表第二の(1)の項の(3)欄に掲げる付近見取図等

「☐ 飼養施設

☐ 飼養施設に付

☐ 飼養施設に付

☐ 飼養施設に付

☐ 飼養施設に付

☐ 飼養施設に付

☐ 堆肥舎

☐ 発酵槽等

☐ 堆肥舎に付随

☐ 堆肥舎に付随

☐ 発酵槽等を制

様式第一号中「☐ 飼養施設 ☐ 搾乳施設 ☐ 集乳施設 ☐ 堆肥舎」を

随する搾乳施設

随する集乳施設

随する貯水施設，水質浄化施設その他これらに類する施設

随する畜産業用倉庫

随する畜産業用車庫

に「☐ B構造畜舎等」を「

する畜産業用倉庫
する畜産業用車庫
御するための施設

」

☐ B構造畜舎等 ☐ 発酵槽等」に改める。
附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県訓令第3号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島県監査事務局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局
徳島県議会事務局

徳島県県有車両整備管理実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県有車両整備管理実施規程の一部を改正する訓令

徳島県県有車両整備管理実施規程（昭和四十七年徳島県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、県有車両」を「、県有車両（賃借に係るものを除く。）」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。